おくやみハンドブック

千葉市
Chiba City

ご遺族の方へ

家族の方のご逝去に心からお悔やみを申し上げます。

千葉市では、ご遺族の方が届出をしなければならない市役所での手続きと、
一般的な市役所以外の手続きなどについて、ご遺族のお助けができればと思い
「おくやみハンドブック」を作成いたしました。
また、ご遺族の方が行う手続きについて、お手伝いをする「おくやみコーナー」を
各区役所に設置しておりますのでご利用ください。
なお、従来どおり直接担当窓口でお手続きも可能です。
ご不明な点がございましたら、担当窓口までお問い合わせください。

このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

亡くなった後のお手続きの流れ

期限	各種届出・相続等	備考
7日以内	●死亡届の提出	
	死亡届が受理されると、火葬許可証をお渡しします。 1～2週間程度経過すると、死亡の記載のある住民票や戸籍謄本等が取得できるようになります。	
14日以内	●世帯主変更の手続き　P.9 ●年金関係の手続き　P.10 ●国民健康保険等の手続き　P.14	14日を目安に、書類の準備が整い次第お手続きしてください。
3か月以内	●相続放棄・限定承認　P.35	
4か月以内	●(亡くなられた方の)所得税の準確定申告　P.35	
10か月以内	●相続税の申告　P.35	
2年以内	●国民年金死亡一時金請求　P.11 ●葬祭費　P.12、14	

※手続き横に記載の数字は、該当ページを示しています。

目次

おくやみコーナーのご案内 ---------- p.03

お問い合わせ先一覧（区役所へのアクセス）---------- p.05

区役所・保健福祉センターでの手続きチェックリスト ---------- p.07

区役所・保健福祉センターでの手続き ---------- p.09
- 住民異動に関する手続き
- 国民年金に関する手続き
- 後期高齢者医療に関する手続き
- 国民健康保険に関する手続き
- 介護保険に関する手続き
- 高齢福祉に関する手続き
- 障害福祉に関する手続き
- 子どもに関する手続き
- 医療受給に関する手続き
- マイナンバーに関する手続き
- 生活保護に関する手続き
- 税に関する手続き

その他の手続きや相談先 ---------- p.31
- 区役所・保健福祉センター以外での手続き
- その他の相談先

相続に関する手続き等 ---------- p.35
- 相続に関する手続き
- 法定相続情報証明制度
- 空き家を相続される方へ
- ご遺族メモ／故人の財産について
- ご遺族メモ／家系図

委任状 ---------- p.39

おくやみコーナーのご案内

お急ぎの方は、従来どおり直接各担当窓口でもお手続き可能です。

お手続きの流れ

STEP 1　電話予約（予約制）

住民票に死亡が記載されたのち、来庁希望日の５開庁日前までに亡くなられた方の住民登録のあった区の「おくやみコーナー」でご予約ください。「おくやみコーナー」は、各区役所の市民総合窓口課に設置しております。

<区のおくやみコーナー電話番号>

※受付は、平日（土日祝日、年末年始を除く）９：００～17：００です。

中央区役所（11階）043-221-2162
花見川区役所（1階）043-275-6864
稲毛区役所（1階※）043-284-6152
若葉区役所（1階）043-233-8160
緑区役所（2階）043-292-8163
美浜区役所（1階）043-270-3160

※区役所改修工事に伴い、5/8 から 12/28 までは２階にて受付します。

おくやみコーナーご予約の前に

おくやみコーナーのご予約にあたり、次の点をお聞きいたします。事前にご確認の上、ご予約のお電話をいただけますと、手続きがスムーズに行えます。

① 亡くなられた方		
氏名：	亡くなられた日：	生年月日：
住所：　区		（アパート・マンション名）

② 届出される方		
氏名：	亡くなられた方との続柄：	電話番号：
住所：　区		（アパート・マンション名）

③ 喪主		
氏名：	亡くなられた方との続柄：	電話番号：
住所：　区		（アパート・マンション名）
葬儀執行日（告別式）：	会葬礼状等の有無：	

④ 来庁予定日（5 開庁日以降）：	令和　　年　　月　　日（　）　　時　～
⑤ 来庁される方：	（続柄）

※戸籍等の取得を希望される場合は、来庁予定日を変更させていただく事がございます。
（戸籍の作成に死亡届の提出から２週間程度時間を要するため）
証明等の取得に必要なものについては、直接担当課にお問い合わせください。

STEP 2　持ち物のご案内

後日、おくやみコーナーより、予約当日の持物などをご案内いたします。

おくやみコーナー来庁時の持物チェックリスト

ご来庁の際に必要となる代表的な持物を掲載しています。持物の確認にご活用ください。
事前の電話連絡の際に、この中から必要な持物をお伝えします。

□	1	窓口に来られる方の本人確認書類 （顔写真付きの場合は１点、顔写真のないものは２点お持ちください。） **顔写真付きのもの** 例）マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書など **１点** **顔写真のないもの** 例）健康保険証、年金証書、年金手帳、児童扶養手当証書など **２点** 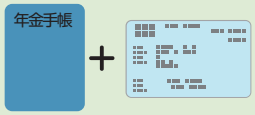			
□	2	印鑑　（　届出者　喪主　相続人代表者　　）※認め印可。朱肉を使う印のみ。シャチハタ等は不可。			
□	3	預貯金通帳（届出者　喪主　相続人代表者）　振込先が確認できるもの			
□	4	会葬礼状または葬祭費用の領収書（喪主の方と亡くなられた方の氏名記載必須）			
□	5	死亡診断書（写）	□	13	委任状
□	6	国民健康保険被保険者証	□	14	市民カード（印鑑登録証）
□	7	後期高齢者医療被保険者証	□	15	戸籍謄本（戸籍全部記載事項証明書）
□	8	介護保険被保険者証	□	16	除籍謄本（除籍全部記載事項証明書）
□	9	身体障害者手帳	□	17	住民票
□	10	療育手帳	□	18	死亡者の住民票の除票
□	11	精神障害者保健福祉手帳	□	19	年金証書
□	12	児童扶養手当証書	□	20	年金手帳または基礎年金番号通知書

STEP 3　予約当日

予約した各区役所の「おくやみコーナー」までお越しください。
「おくやみコーナー」は各区役所の市民総合窓口課に設置しております。
各区役所へのアクセスは６ページをご覧ください。

- ■ 内容によっては全てのお手続きが一度で終わらない場合がございます。
- ■ 可能な限り相続人の方がご来庁されることをおすすめします。
- ■ 関係課と個人情報を含む情報を共有することになりますので、同意を得られない場合はおくやみコーナーの利用はできません。

お問い合わせ先一覧

市外局番は 043 となります

区役所	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区
市民総合窓口課						
住民異動班	☎221-2109	☎275-6236	☎284-6109	☎233-8126	☎292-8109	☎270-3126
戸籍班	☎221-2110	☎275-6237	☎284-6110	☎233-8129	☎292-8110	☎270-3130
国民健康保険班	☎221-2131	☎275-6255	☎284-6119	☎233-8131	☎292-8119	☎270-3131
高齢医療・年金班	☎221-2133	☎275-6278	☎284-6121	☎233-8133	☎292-8121	☎270-3133
地域づくり支援課						
相談班	☎221-2106	☎275-6213	☎284-6106	☎233-8123	☎292-8106	☎270-3123

保健福祉センター	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区
高齢障害支援課						
高齢支援班	☎221-2150	☎275-6425	☎284-6141	☎233-8558	☎292-8138	☎270-3505
障害支援班	☎221-2152	☎275-6462	☎284-6140	☎233-8154	☎292-8150	☎270-3154
介護保険室						
保険料給付班	☎221-2198	☎275-6401	☎284-6242	☎233-8264	☎292-9491	☎270-4073
認定調査班	☎221-2189	☎275-6403	☎284-6241	☎233-8265		
健康課						
すこやか親子班（母子健康包括支援センター）	☎221-2581 ☎221-5616	☎275-6295 ☎275-2031	☎284-6493 ☎284-8130	☎233-8191 ☎233-6507	☎292-2620 ☎292-8165	☎270-2213 ☎270-2880
健康づくり班	☎221-2582	☎275-6296	☎284-6494	☎233-8714	☎292-2630	☎270-2221
こころと難病の相談班	☎221-2583	☎275-6297	☎284-6495	☎233-8715	☎292-5066	☎270-2287
こども家庭課	☎221-2149	☎275-6421	☎284-6137	☎233-8150	☎292-8137	☎270-3150

市税事務所		東部市税事務所			西部市税事務所		
担当業務		中央区	若葉区	緑区	花見川区	稲毛区	美浜区
市民税課	原付・小型特殊の名義変更	☎233-8137	☎233-8137	☎233-8137	☎270-3137	☎270-3137	☎270-3137
市民税課	相続人代表者の指定	☎233-8140	☎233-8140	☎233-8140	☎270-3140	☎270-3140	☎270-3140
資産税課	相続人代表者の指定	☎233-8143	☎233-8143	☎233-8143	☎270-3143	☎270-3143	☎270-3143
資産税課	未登記家屋の名義変更	☎233-8145	☎233-8145	☎233-8145	☎270-3145	☎270-3145	☎270-3145
納税第一課 納税第二課	市税の納付	☎233-8138	☎233-8368	☎233-8189	☎270-3170	☎270-3284	☎270-3171

中央区役所

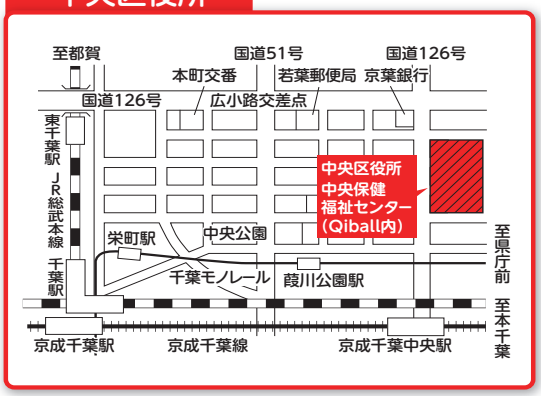

〒 260-8733　千葉市中央区中央４丁目５番１号
Qiball(きぼーる)11 階

JR 千葉駅より徒歩 15 分、
JR 本千葉駅より徒歩 11 分、
京成千葉中央駅より徒歩５分、
千葉都市モノレール葭川公園駅より徒歩４分

花見川区役所

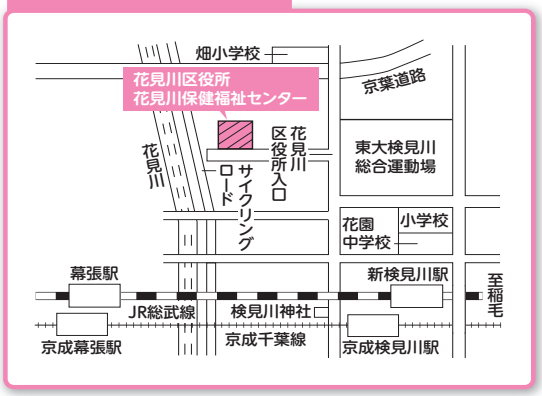

〒 262-8733　千葉市花見川区瑞穂１丁目１番地

JR 新検見川駅　北口停留所より　バス７分、
▶京成バス「花見川区役所」行（終点）、
「こてはし団地」行または「柏井高校」行にて
「花見川区役所」下車

稲毛区役所

〒 263-8733　千葉市稲毛区穴川４丁目 12 番１号

JR 稲毛駅　東口２番乗車場より　バス６分、
▶京成バス「山王町」行、「千葉センター（ポリテクセンター千葉）」行または「ザ・クイーンズガーデン稲毛」行にて「稲毛区役所」下車

若葉区役所

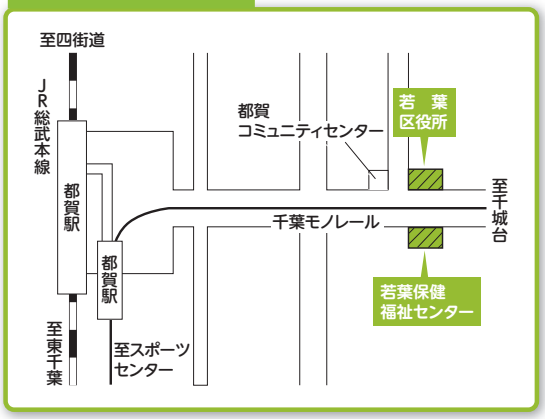

〒 264-8733　千葉市若葉区桜木北２丁目１番１号

JR 都賀駅より徒歩 10 分
千葉都市モノレール都賀駅または桜木駅より徒歩 10 分、JR 都賀駅より　バス２分
▶京成バス・千葉中央バス・ちばフラワーバスにて「若葉区役所」下車

緑区役所

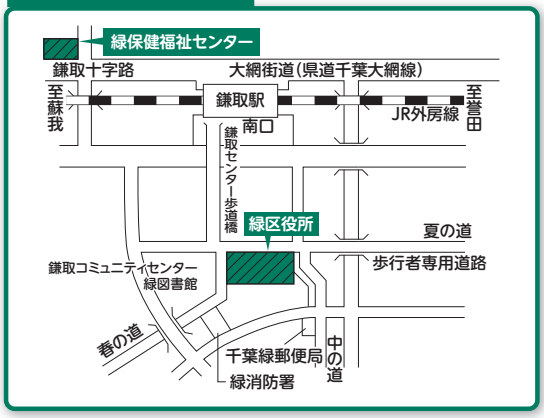

〒 266-8733　千葉市緑区おゆみ野３丁目１５番地３

JR 鎌取駅より徒歩５分

美浜区役所

〒 261-8733　千葉市美浜区真砂５丁目１５番１号

JR 検見川浜駅より徒歩８分、
JR 新検見川駅　南口乗車場より　バス５分
▶千葉海浜交通バス「千葉西高校」行または
「海浜病院」行にて「美浜区役所」下車

区役所・保健福祉センターでの手続きチェックリスト

☑ 必要な手続きがあればチェックし、該当ページで手続き内容を確認しましょう。

種別	番号	手続名	おくやみコーナーでの受付	チェック	該当ページ
住民異動	1	住民異動の届出（世帯主変更届）	可	□	p.09
	2	住民基本台帳カード、市民カード（印鑑登録証）の返還	可	□	p.09
国民年金※	3	国民年金被保険者種別の変更手続き	可	□	p.10
	4	国民年金受給停止の手続き	可	□	p.10
	5	国民年金の未支給年金請求手続き	可	□	p.11
	6	国民年金死亡一時金請求	可	□	p.11
後期高齢医療	7	後期高齢者医療葬祭費の請求	可	□	p.12
	8	後期高齢者医療給付に関する申立	可	□	p.12
	9	後期高齢者医療被保険者証等送付先変更願	可	□	p.13
	10	後期高齢者医療被保険者証等の返還	可	□	p.13
国民健康保険	11	国民健康保険の届出	可	□	p.14
	12	国民健康保険葬祭費の請求	可	□	p.14
	13	国民健康保険被保険者証等の返還	可	□	p.15
介護保険	14	介護保険被保険者証の返還	可	□	p.16
	15	介護認定申請の取り下げ	可	□	p.16
	16	介護保険に関する送付先の変更	可	□	p.17
	17	高額介護サービス費振込先の変更	可	□	p.17
高齢福祉	18	在宅高齢者等おむつ給付等利用廃止届	可	□	p.18
	19	高齢者緊急通報システム利用廃止届	可	□	p.18
	20	安心電話利用取消届	可	□	p.18
	21	高齢者訪問理美容サービス利用廃止届	可	□	p.19
	22	寝具乾燥サービス利用廃止届	可	□	p.19
	23	高齢者保護情報共有サービス利用者等異動届	可	□	p.19

※手続き内容により、年金事務所での手続きが必要となる場合があります。

種別	番号	手続名	おくやみコーナーでの受付	チェック	該当ページ
障害福祉	24	身体障害者手帳の返還	可	□	p.20
	25	療育手帳の返還	可	□	p.20
	26	精神障害者保健福祉手帳の返還	可	□	p.20
	27	心身障害者医療費助成喪失届	可	□	p.21
	28	自動車燃料費等助成死亡届・未支払支給額請求書	可	□	p.21
	29	千葉市福祉タクシー利用資格喪失届	可	□	p.22
	30	千葉市心身障害者福祉手当受給者死亡届・未支払手当請求書	可	□	p.22
子ども	31	ひとり親家庭向け支援の手続き（児童扶養手当に関する手続き）	可	□	p.23
	32	ひとり親家庭向け支援の手続き（医療費助成等）	可	□	p.23
	33	児童手当に関する手続き	可	□	p.24
	34	子ども医療費助成受給券の返還	可	□	p.24
	35	保育所に関する手続き	可	□	p.25
	36	子どもルームに関する手続き	可	□	p.25
医療受給	37	自立支援医療受給者証の返還	可	□	p.26
	38	小児慢性特定疾病医療受給者証返還	可	□	p.26
	39	特定医療費（指定難病）受給者証の返還	可	□	p.27
以下の手続きはおくやみコーナーでの受付不可					
マイナンバー	40	マイナンバーカード（個人番号カード）または 通知カードの返還	**不可**	□	p.27
生活保護	41	生活保護内容の変更（世帯構成変更）	**不可**	□	p.27
税	42	相続人代表者の指定	**不可**	□	p.28
	43	市税の納付	**不可**	□	p.28
	44	原付（125cc以下）・小型特殊の名義変更ほか	**不可**	□	p.29
	45	未登記家屋の名義変更	**不可**	□	p.29
	46	被相続人居住用家屋等確認書の交付申請	**不可**	□	p.30

区役所・保健福祉センターでの手続き

住民異動

1. 住民異動（世帯主変更届）

亡くなられた方が世帯主であった場合で、同一世帯に残された 15 歳以上の方が 2 名以上いる場合は、新たな世帯主を決めていただき、変更の届出が必要となります。各区の市民総合窓口課または市民センターでも受付できます。

持物	手続きの期日
□ 届出人の本人確認書類 □ 新世帯主の委任状（届出人が故人と別世帯の場合）	死亡日から 14 日以内
手続きできる方	**お問い合わせ先（p.5）**
同一世帯の方　※代理の方の場合は委任状	市民総合窓口課　住民異動班

2. 住民基本台帳カード、市民カード（印鑑登録証）の返還

亡くなられた方がお持ちの住民基本台帳カード、市民カード（印鑑登録証）は返還をしていただきます。各区の市民総合窓口課または市民センターでも受付できます。
※紛失の場合には届け出不要

持物	手続きの期日
□ 住民基本台帳カード □ 市民カード（印鑑登録証）	期限なし
手続きできる方	**お問い合わせ先（p.5）**
どなたでも可	市民総合窓口課　住民異動班

国民年金

3. 国民年金被保険者種別の変更手続き

亡くなられた方の配偶者が第３号被保険者の場合には、第１号への変更手続きが必要となります。
各区の市民総合窓口課または市民センターでも受付できます。

※第３号被保険者とは、第２号被保険者（厚生年金や共済年金の加入者）に扶養されている配偶者

持物	手続きの期日
□ 年金手帳 または 基礎年金番号通知書 □ 健康保険資格喪失証明書	すみやかに
手続きできる方	**お問い合わせ先（p.5）**
※詳しくは担当課までご連絡ください。	市民総合窓口課　高齢医療・年金班

4. 国民年金受給停止の手続き

年金受給者が亡くなられた場合には、年金を停止する手続きが必要となります。
日本年金機構にマイナンバーが収録されている方は原則手続き不要です。詳細は年金事務所へお問い合わせいただくことをお勧めします。

持物	手続きの期日
□ 亡くなられた方の年金証書 □ 死亡の事実を確認できる書類	すみやかに
手続きできる方	**お問い合わせ先**
※詳しくは右記の担当課等にお問い合わせください。	市民総合窓口課　高齢医療・年金班（p.5） ねんきんダイヤル：0570-05-1165 千葉年金事務所：043-242-6320 幕張年金事務所：043-212-8621

国民年金

5. 国民年金の未支給年金請求手続き

※厚生年金も受給されていた場合は年金事務所でのお手続きとなります。

亡くなられた方が、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金を受給していた場合は、亡くなられた月までの年金をその方と生計を同じくしていた遺族の方が、未支給年金として請求することができます。
（なお、未支給年金を請求する方の住所地の市区町村が申請窓口となるため、おくやみコーナーで受付出来ない場合があります。）

持物	手続きの期日
□ 亡くなられた方の年金証書 □ 亡くなられた方もしくは請求者の戸籍謄（抄）本（亡くなられた方との続柄が分かるもの） □ 請求者の住民票（世帯全員、続柄記載のもの） □ 亡くなられた方の住民票の除票 □ 請求者名義の預貯金通帳またはキャッシュカード（コピー可） ※住民票及び住民票の除票は個人番号（マイナンバー）を記入していただく事で添付を省略できます。 ※年金証書がない場合も手続可能	受給権者の年金支払日の翌月の初日から５年
手続きできる方	**お問い合わせ先（p.5,10）**
※詳しくは担当課までご連絡ください。	市民総合窓口課　高齢医療・年金班 日本年金機構　各年金事務所等

6. 国民年金死亡一時金請求

第1号被保険者（自営業者やその家族、学生等）として3年以上の保険料納付済期間があり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに亡くなられた場合には、生計を同一にしていた遺族に支給されます。（なお、死亡一時金を請求する方の住所地の市町村が申請窓口となるため、おくやみコーナーで受付出来ない場合があります。）

持物	手続きの期日
□ 亡くなられた方の年金手帳または基礎年金番号通知書 □ 亡くなられた方もしくは請求者の戸籍謄（抄）本（亡くなられた方との続柄が分かるもの） □ 請求者の住民票（世帯全員、続柄記載のもの） □ 亡くなられた方の住民票の除票 □ 請求者名義の預貯金通帳またはキャッシュカード（コピー可） ※住民票及び住民票の除票は個人番号（マイナンバー）を記入していただく事で添付を省略できます。	死亡日の翌日から２年
手続きできる方	**お問い合わせ先（p.5）**
※詳しくは担当課までご連絡ください。	市民総合窓口課　高齢医療・年金班

後期高齢者医療

7. 後期高齢者医療葬祭費の請求

亡くなられた方が後期高齢者医療保険に加入していた場合、亡くなられた方の葬儀を行った方（喪主の方）に対して葬祭費が支給されます。各区の市民総合窓口課または市民センターでも受付できます。

持物	手続きの期日
□ 葬儀を行った事がわかる書類 （喪主の方と亡くなられた方の氏名記載がある、葬儀の領収書または会葬礼状） □ 喪主の方の口座が分かるもの □ 喪主の方の印鑑（認印可）	葬儀を行った日の翌日から ２年以内 ※葬儀を行った日の翌日から起算して２年を経過すると時効となり、申請できませんのでご注意ください。
手続きできる方	**お問い合わせ先（p.5）**
葬儀を行った方（喪主） ※代理人の場合は委任状が必要 ※詳しくは担当課までご連絡ください。	市民総合窓口課　高齢医療・年金班

8. 後期高齢者医療給付に関する申立

相続人代表者が、亡くなられた方の後期高齢者医療給付（高額療養費等のお戻し）を受領するための手続きです。

持物	手続きの期日
□ 相続人代表者の口座が分かるもの □ 相続人代表者の印鑑（認印可）	給付内容に応じて
手続きできる方	**お問い合わせ先（p.5）**
相続人（代表者）の方 ※詳しくは担当課までご連絡ください。	市民総合窓口課　高齢医療・年金班

後期高齢者医療

9. 後期高齢者医療被保険者証等送付先変更願

亡くなられた方の後期高齢者医療保険に関する書類の送付先を変更します。

持物	手続きの期日
□ 届出人の本人確認書類 □ 届出人の印鑑（認印可）	必要に応じて
手続きできる方	**お問い合わせ先（p.5）**
相続人の方 ※詳しくは担当課までご連絡ください。	市民総合窓口課　高齢医療・年金班

10. 後期高齢者医療被保険者証等の返還

亡くなられた方が後期高齢者医療の該当者であった場合は、後期高齢者医療被保険者証や、限度額認定書などの返還が必要となります。

持物	手続きの期日
□ 後期高齢者医療被保険者証 □ 特定疾病療養受療証（お持ちの場合） □ 限度額適用・標準負担額減額認定証（お持ちの場合） □ 限度額適用認定証（お持ちの場合）	期限なし
手続きできる方	**お問い合わせ先（p.5）**
同一世帯の方 相続人の方 ※詳しくは担当課までご連絡ください。	市民総合窓口課　高齢医療・年金班

国民健康保険

11. 国民健康保険の届出

亡くなられた方が世帯主であり、その世帯に国民健康保険に加入している方がおり、「1. 住民異動の届出（世帯主変更届）」が必要な場合は、世帯主変更届出時に世帯主変更後の保険証を交付します。（新しい世帯主の所得申告書が必要になることがあります）各区の市民総合窓口課または市民センターでも受付できます。

持物	手続きの期日
□ 亡くなられた方の国民健康保険証 □ 同一世帯員の国民健康保険証 □ 届出人の本人確認書類	すみやかに
手続きできる方	**お問い合わせ先（p.5）**
同一世帯の方	市民総合窓口課　国民健康保険班

12. 国民健康保険葬祭費の請求

亡くなられた方が国民健康保険に加入していた場合、亡くなられた方の葬儀を行った方（喪主の方）に対して葬祭費が支給されます。各区の市民総合窓口課または市民センターでも受付できます。

持物	手続きの期日
□ 葬儀を行ったこと及び喪主がわかる書類（会葬礼状等） □ 喪主の方の口座が分かるもの □ 喪主の方の印鑑（認印可）	葬儀を行った日の翌日から ２年以内
手続きできる方	**お問い合わせ先（p.5）**
葬儀を行った方 ※代理人の場合は委任状が必要	市民総合窓口課　国民健康保険班

国民健康保険

13. 国民健康保険被保険者証等の返還

亡くなられた方が、国民健康保険に加入していた場合は、国民健康保険被保険者証や、限度額適用認定証等の返還が必要となります。また、世帯主が変わった場合には、加入者全員の保険証も返還をしていただき、新たな保険証を交付します。各区の市民総合窓口課または市民センターでも受付できます。

持物	手続きの期日
□ 国民健康保険被保険者証 □ 限度額適用認定証等（お持ちの場合）	すみやかに
手続きできる方	**お問い合わせ先（p.5）**
どなたでも可	市民総合窓口課　国民健康保険班

MEMO

介護保険

14. 介護保険被保険者証の返還

亡くなられた方が介護保険被保険者証や介護保険負担割合証等をお持ちの場合は、返還をしていただきます。

持物	手続きの期日
□ 介護保険被保険者証 □ 介護保険負担割合証（お持ちの場合） □ 介護保険負担限度額認定証（お持ちの場合）	期限なし
手続きできる方	**お問い合わせ先（p.5）**
どなたでも可	高齢障害支援課　介護保険室

15. 介護認定申請の取り下げ

亡くなられた方が介護の認定申請中の場合は、介護認定申請を取り下げる手続きをお願いします。
なお、認定申請中で介護サービスを利用していた場合など、認定結果が必要な場合は取り下げ不要です。

持物	手続きの期日
なし	すみやかに
手続きできる方	**お問い合わせ先（p.5）**
家族の方 ※書類の持参はどなたでも可 法定後見人	高齢障害支援課　介護保険室

介護保険

16. 介護保険に関する送付先の変更

亡くなられた後も、介護保険に関係する書類をお送りすることがあるため、亡くなられた方が単身世帯の場合等、送付先の変更をお申し出いただければ、ご指定の送付先へ書類をお送りできます。

持物	手続きの期日
□ 申出人の本人確認書類の写し 例）運転免許証、健康保険証等	すみやかに
手続きできる方	**お問い合わせ先（p.5）**
家族の方 ※書類の持参はどなたでも可 法定後見人	高齢障害支援課　介護保険室

17. 高額介護サービス費振込先の変更

高額介護サービス費の振込先が、亡くなられた方の口座の場合には、振込先口座を変更する手続きをお願いします。

持物	手続きの期日
振込先口座の分かるもの	すみやかに
手続きできる方	**お問い合わせ先（p.5）**
家族の方 ※書類の持参はどなたでも可 法定後見人	高齢障害支援課　介護保険室

高齢福祉

18. 在宅高齢者等おむつ給付等利用廃止届

亡くなられた方が、在宅高齢者等おむつ給付等を利用していた場合は、廃止届の提出が必要となります。

持物	手続きの期日
なし	すみやかに
手続きできる方	**お問い合わせ先（p.5）**
どなたでも可	高齢障害支援課　高齢支援班

19. 高齢者緊急通報システム利用廃止届

亡くなられた方が、高齢者緊急通報システムを利用していた場合は、廃止届（高齢者福祉電話の貸与を受けていた場合は、併せて「高齢者福祉電話貸与契約解除届」）の提出が必要となります。

持物	手続きの期日
なし ※後日、機器撤去への立会いが必要となります。	すみやかに
手続きできる方	**お問い合わせ先（p.5）**
どなたでも可	高齢障害支援課　高齢支援班

20. 安心電話利用取消届

亡くなられた方が、安心電話を利用していた場合は、取消届の提出が必要となります。

持物	手続きの期日
なし	すみやかに
手続きできる方	**お問い合わせ先（p.5）**
どなたでも可	高齢障害支援課　高齢支援班

高齢福祉

21. 高齢者訪問理美容サービス利用廃止届

亡くなられた方が、高齢者訪問理美容サービスを利用していた場合は、廃止届の提出が必要となります。

持物	手続きの期日
□ 使用されていないお手持ちの利用券	すみやかに
手続きできる方	**お問い合わせ先（p.5）**
どなたでも可	高齢障害支援課　高齢支援班

22. 寝具乾燥サービス利用廃止届

亡くなられた方が、寝具乾燥サービスを利用していた場合は、廃止届の提出が必要となります。

持物	手続きの期日
なし	すみやかに
手続きできる方	**お問い合わせ先（p.5）**
どなたでも可	高齢障害支援課　高齢支援班

23. 高齢者保護情報共有サービス利用者等異動届

亡くなられた方が、高齢者保護情報共有サービスを利用していた場合は、異動届の提出が必要となります。

持物	手続きの期日
なし	すみやかに
手続きできる方	**お問い合わせ先（p.5）**
どなたでも可	高齢障害支援課　高齢支援班

障害福祉

24. 身体障害者手帳の返還

亡くなられた方が、身体障害者手帳をお持ちの場合は返還をしていただきます。

持物	手続きの期日
□ 身体障害者手帳	すみやかに
手続きできる方	**お問い合わせ先（p.5）**
相続人（代表者）の方	高齢障害支援課　障害支援班

25. 療育手帳の返還

亡くなられた方が、療育手帳をお持ちの場合は返還をしていただきます。

持物	手続きの期日
□ 療育手帳	すみやかに
手続きできる方	**お問い合わせ先（p.5）**
相続人（代表者）の方	高齢障害支援課　障害支援班

26. 精神障害者保健福祉手帳の返還

亡くなられた方が、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合は返還をしていただきます。

持物	手続きの期日
□ 精神障害者保健福祉手帳	すみやかに
手続きできる方	**お問い合わせ先（p.5）**
どなたでも可 ※詳しくは担当課までご連絡ください。	健康課　こころと難病の相談班

障害福祉

27. 心身障害者医療費助成喪失届

亡くなられた方が、心身障害者医療費助成を受けていた場合は、喪失届の提出が必要となります。
なお、直接担当課へ提出する場合は、事前に担当課までお問い合せください。

持物	手続きの期日
□ 心身障害者(児)医療費助成受給券 □ 相続人代表者の口座が分かるもの □ 相続人の印鑑(認印可)	すみやかに
手続きできる方	**お問い合わせ先（p.5）**
相続人(代表者)の方	高齢障害支援課　障害支援班

28. 自動車燃料費等助成死亡届・未支払支給額請求書

亡くなられた方が、自動車燃料費助成を受けられていた場合は、資格喪失届の提出が必要となります。
なお、直接担当課へ提出する場合、
「身体障害・知的障害の方」は**高齢障害支援課**での受付となります。
「精神障害の方」は、**健康課**での受付となります。

持物	手続きの期日
□ 相続人代表者の口座が分かるもの □ 相続人の印鑑(認印可)	すみやかに
手続きできる方	**お問い合わせ先（p.5）**
相続人(代表者)の方 ※詳しくは担当課までご連絡ください。	高齢障害支援課　障害支援班 健康課　こころと難病の相談班

障害福祉

29. 千葉市福祉タクシー利用資格喪失届

亡くなられた方が、千葉市福祉タクシー利用をされていた場合は、資格喪失届の提出が必要となります。
なお、直接担当課に提出する場合、
「身体障害・知的障害の方」は**高齢障害支援課**での受付となります。
「精神障害の方」は、**健康課**での受付となります。

持物	手続きの期日
□ 使用されていないお手持ちの利用券	すみやかに
手続きできる方	**お問い合わせ先（p.5）**
相続人（代表者）の方 どなたでも可 ※詳しくは担当課までご連絡ください。	高齢障害支援課　障害支援班 健康課　こころと難病の相談班

30. 千葉市心身障害者福祉手当受給者死亡届・未支払手当請求書

亡くなられた方が、千葉市心身障害福祉手当を受給されていた場合は、受給者死亡届の提出が必要となります。
また、未支払の手当てがある場合は、未支払手当請求書の提出が必要となります。なお、直接担当課に提出する場合は、事前に担当課までお問い合わせください。

持物	手続きの期日
□ 相続人代表者の口座が分かるもの □ 相続人の印鑑（認印可）	すみやかに
手続きできる方	**お問い合わせ先（p.5）**
相続人（代表者）の方	高齢障害支援課　障害支援班

子ども

31. ひとり親家庭向け支援の手続き（児童扶養手当に関する手続き）

受給者または、支給対象児童が亡くなられた場合には、資格の喪失届出や減額（または未支払手当の請求）の届出の提出が必要となります。
なお、直接担当課に提出する場合は、事前に担当課までお問い合わせください。

持物	手続きの期日
□ 児童扶養手当証書 □ 未支払手当がある場合は対象児童名義の銀行口座番号の分かるもの（通帳やキャッシュカード等）	すみやかに
手続きできる方	**お問い合わせ先（p.5）**
※詳しくは担当課までご連絡ください。	こども家庭課

32. ひとり親家庭向け支援の手続き（医療費助成等）

亡くなられた方がひとり親家庭等の医療費助成を受けられていた場合、医療費受給券の返還及び、資格喪失届の提出が必要となります。

持物	手続きの期日
□ ひとり親家庭等医療費助成受給券	期限なし
手続きできる方	**お問い合わせ先（p.5）**
※詳しくは担当課までご連絡ください。	こども家庭課

子ども

33. 児童手当に関する手続き

受給者または、支給対象児童が亡くなられた場合には、資格の喪失届出や減額（または未支払手当の請求）の届出の提出が必要となります。
なお、直接担当課に提出する場合は、事前に担当課までお問い合わせください。

持物	手続きの期日
□ 未支払手当がある場合は対象児童名義の銀行口座番号が分かるもの（通帳やキャッシュカード等）	すみやかに
手続きできる方	**お問い合わせ先（p.5）**
同一世帯の方 保護者の方 ※代理人の場合は委任状が必要	こども家庭課

34. 子ども医療費助成受給券の返還

亡くなられた方がお持ちの子ども医療費受給券は返還をしていただきます。

持物	手続きの期日
□ 子ども医療費助成受給券	期限なし
手続きできる方	**お問い合わせ先（p.5）**
どなたでも可	こども家庭課

子ども

35. 保育所に関する手続き

保育所入所児童または保護者が亡くなられた場合には、退所の届出または保護者の変更届の提出が必要となります。
なお、直接担当課に提出する場合は、事前に担当課までお問い合わせください。

持物	手続きの期日
なし	すみやかに
手続きできる方	**お問い合わせ先（p.5）**
どなたでも可	こども家庭課

36. 子どもルームに関する手続き

子どもルーム入所児童またはその保護者が亡くなられた場合には、退所の届出または保護者の変更届の提出が必要となります。
なお、直接担当課に提出する場合は、事前に担当課までお問い合わせください。

持物	手続きの期日
なし	すみやかに
手続きできる方	**お問い合わせ先（p.5）**
どなたでも可	こども家庭課

医療受給

37. 自立支援医療受給者証の返還

亡くなられた方がお持ちの自立支援医療受給者証は返還をしていただきます。

持物	手続きの期日
□ 自立支援医療受給者証	すみやかに
手続きできる方	**お問い合わせ先（p.5）**
どなたでも可 ※詳しくは担当課までご連絡ください。	【育成医療】 健康課　すこやか親子班 【精神通院医療】 健康課　こころと難病の相談班 【更生医療】 高齢障害支援課　障害支援班

38. 小児慢性特定疾病医療受給者証の返還

亡くなられた方がお持ちの小児慢性特定疾病医療受給者証は返還をしていただきます。

持物	手続きの期日
□ 小児慢性特定疾病医療受給者証	すみやかに
手続きできる方	**お問い合わせ先（p.5）**
どなたでも可 ※詳しくは担当課までご連絡ください。	健康課　こころと難病の相談班

医療受給

39. 特定医療費（指定難病）受給者証の返還

亡くなられた方がお持ちの特定医療費（指定難病）受給者証は返還をしていただきます。

持物	手続きの期日
□ 特定医療費（指定難病）受給者証	すみやかに
手続きできる方	**お問い合わせ先（p.5）**
どなたでも可 ※詳しくは担当課までご連絡ください。	健康課　こころと難病の相談班

マイナンバー

40. マイナンバーカード（個人番号カード）または通知カードの返還

義務ではありませんが、亡くなられた方がお持ちのマイナンバーカード（個人番号カード）または通知カードは返還ができます。各区の市民総合窓口課または市民センターでも受付できます。
※相続手続き等で亡くなられた方のマイナンバーが必要になることがあるため、手続き完了までは保管するようお願いいたします。

持物	手続きの期日
□ マイナンバーカード（個人通知カード）または通知カード	期限なし
手続きできる方	**お問い合わせ先（p.5）**
どなたでも可	市民総合窓口課　住民異動班

生活保護

41. 生活保護内容の変更（世帯構成変更）

亡くなられた方が生活保護世帯の場合には、世帯構成の変更に伴う手続きが必要となります。

持物	手続きの期日
届出に必要な持物は、特にありません。 ただし、中国在留邦人等支援法による給付を受けていた方は、その確認証をご持参ください。	すみやかに
手続きできる方	**お問い合わせ先**
同一世帯の方	各区役所社会援護課の担当班までお問い合わせください。

税

42. 相続人代表者の指定

納税者が亡くなられた場合は、市税の相続人代表者を指定するなどの手続きが必要となります。
区役所にある、各市税出張所でも手続きできます。

持物	手続きの期日
届出に必要な持物は、特にありません。 ※税の課税内容をお知りになりたい場合には、 必要なもの等を各課へお問い合わせください。	すみやかに
手続きできる方	**お問い合わせ先（p.5）**
相続人（代表者）の方	東部市税事務所（若葉区役所） 市民税課、資産税課 043-233-8140、8143 西部市税事務所（美浜区役所） 市民税課、資産税課 043-270-3140、3143

43. 市税の納付

亡くなられた方に、市税の未納がある場合は、相続人に納税義務が引き継がれます。

持物	手続きの期日
詳しくは、問い合わせ先記載の各課へ お問い合わせください。	すみやかに
手続きできる方	**お問い合わせ先（p.5）**
相続人の方	東部市税事務所（若葉区役所） 納税第一課、納税第二課 043-233-8138、8368 西部市税事務所（美浜区役所） 納税第一課、納税第二課 043-270-3138、3171

税

44. 原付（125cc 以下）・小型特殊の名義変更ほか

亡くなられた方が、原付（125cc 以下）または小型特殊自動車（農耕作業用トラクター等）を所有の場合は、名義変更または廃車の手続きが必要となります。区役所にある、各市税出張所でも手続きできます。

持物	手続きの期日
詳しくは、市民税課にお問い合わせください。	すみやかに
手続きできる方	**お問い合わせ先（p.5）**
相続人の方	東部市税事務所（若葉区役所） 市民税課　043-233-8137 西部市税事務所（美浜区役所） 市民税課　043-270-3137

45. 未登記家屋の名義変更

亡くなられた方が、市内に未登記家屋を所有している場合は、名義変更の手続きが必要となります。

持物	手続きの期日
詳しくは、各資産税課にお問い合わせください。 【中央・若葉・緑区の物件】は 東部市税事務所資産税課 【花見川・稲毛・美浜区の物件】は 西部市税事務所資産税課	すみやかに
手続きできる方	**お問い合わせ先（p.5）**
どなたでも可	東部市税事務所（若葉区役所） 資産税課　043-233-8145 西部市税事務所（美浜区役所） 資産税課　043-270-3145

46. 被相続人居住用家屋等確認書の交付申請

空き家となった亡くなられた方のお住まいを相続してから 3 年後の 12 月 31 日までに取壊して売却するなど、一定の基準を満たす場合、譲渡所得から 3000 万円が特別控除されます。特例を受けるためには、管轄の税務署にて確定申告を行う必要がありますが、まずは家屋所在地の市区町村にて「被相続人居住用家屋等確認書」の交付申請が必要となります。

持物	適用期限
詳しくは、地域づくり支援課相談班にお問い合わせください。	相続してから 3 年後の 12 月 31 日かつ特例の適用期限である 2027 年 12 月 31 日
手続きできる方	**お問い合わせ先（p.5）**
相続人の方	地域づくり支援課　相談班

MEMO

その他の手続きや相談先

区役所・保健福祉センター以外での手続き

公共料金等の名義変更や休止（解約）

チェック	手続名	期日	手続き内容・主な連絡先など
□	水道の使用休止等	早めに	千葉市の水道は、お住まいの場所により、【県水道局・千葉市水道局・四街道水道局】の３つの水道事業体が担当しております。 ▶お手続き（お問い合わせ）は 33ページ参照
□	井戸水の廃止等		下水道に接続されている井戸水を利用されている場合は、廃止や世帯人数の変更手続きが必要です。 千葉市　下水道経理課　☎ 043-245-5409
□	NHK 受信契約		NHK ふれあいセンター ☎ 0570-077-077　9:00 ～ 18:00 NHK フリーダイヤル　☎ 0120-15-1515　9:00 ～ 18:00
□	電気の使用休止等		ご契約している電力会社へ連絡してご確認ください。毎月の利用明細や、電力会社のホームページに記載しているお問い合わせ窓口でご確認ください。
□	ガスの使用休止等		ご契約しているガス会社へ連絡 毎月の利用明細や、ガス会社のホームページに記載しているお問い合わせ窓口でご確認ください。
□	携帯電話の解約等		ご加入のプランによっては、毎月料金がかかる場合があります。 ご契約されている、携帯電話会社にご連絡をし、名義変更や休止、廃止の手続きを行ってください。
□	クレジットカードの退会		クレジットカードの場合、年会費が自動で引き落とされる場合があります。 各クレジットカードのコールセンターにお問い合わせください。 カードの裏面や請求書に問合せ先が記載されている場合があります。
□	株式・投資信託の名義変更		必要書類は各証券会社等で異なりますのでご確認ください。 遺産分割協議書または相続人代表者委任状、故人の戸籍謄本、相続人の印鑑証明・実印等が必要となる場合があります。
□	市営住宅の返還等		市営住宅に入居されていた場合は、市営住宅返還の手続きなどが必要です。 市住宅供給公社　☎ 043-245-7513
□	健康保険の資格喪失届		亡くなられた方が、後期高齢者医療保険または国民健康保険以外の場合は、ご加入の医療保険者へ喪失届が必要となります。 勤務先またはご加入の医療保険者にご確認ください。
□	年金の資格喪失届出		亡くなられた方が、厚生年金・共済年金にご加入していた場合、日本年金機構または勤務先へ資格喪失の手続きが必要となります。 日本年金機構 千葉年金事務所　☎ 043-242-6320 幕張年金事務所　☎ 043-212-8621
□	各種介護サービスの停止		民間の介護サービスをご利用されている場合は、停止の手続きが必要となる場合があります。 ご利用している介護サービス契約事業者でご確認ください。
□	住宅ローンの返済		亡くなられた方が住宅ローンの債務者になっていた場合は、相続人がローンを引き継ぐのが原則となり、債務者の名義変更が必要となります。 ご契約されていた、銀行・住宅金融支援機構などにご確認ください。

チェック	手続名	期日	手続き内容・主な連絡先など
□	相続税・所得税の確定申告	落ち着いたら	相続税・所得税の確定申告が必要な場合があります。 千葉東税務署　☎ 043-225-6811 千葉南税務署　☎ 043-261-5571 千葉西税務署　☎ 043-274-2111
□	自動車の名義変更等		車のナンバーを管轄する運輸局にご確認ください。 【普通車・バイク (125cc 超)】 関東運輸局千葉運輸支局テレホンサービス ☎ 050-5540-2022 【軽自動車】 軽自動車検査協会千葉事務所テレホンサービス ☎ 050-3816-3114
□	不動産の名義変更等		不動産の所有者が亡くなられた場合、相続の登記が必要となります。 （令和６年４月１日から相続登記の申請が義務化されます） 千葉地方法務局（不動産登記部門）☎ 043-302-1312 登記は申請人本人（親族）に限りますが、代理申請で行うこともできます。 代理申請を行える資格は、司法書士・弁護士・土地家屋調査士となります。 千葉司法書士会　☎ 043-246-2666 千葉県弁護士会　☎ 043-227-8431 千葉県土地家屋調査士会　☎ 043-204-2312 ※１月１日まで法務局での手続きが完了しない場合は、 P5「お問い合わせ一覧」市税事務所（資産税課）へ お問い合わせください。
□	運転免許証の返却		返還の義務はありませんが、所有者が亡くなられた場合、すみやかに返納することが望ましいとされています。 返納は最寄りの運転免許センターもしくは警察署になります。
□	生命保険に関すること		生命保険にご加入されていた場合は、手続きが必要です。 必要な書類などは、ご加入の生命保険会社等にお問い合わせください。
□	農地の相続届		農地を相続した場合は、届出が必要となります。 農業委員会事務局　☎ 043-245-5767
□	森林の土地の所有者届出		相続等により森林の土地の所有者となった場合、所有者となった日から９０日以内に届出が必要となります（千葉県が作成する「地域森林計画」の対象となっている森林の土地）。 農業経営支援課　043-228-6275
□	在留カード・特別永住者証明書の返還		在留カード・特別永住者証明書をお持ちの場合は、住所地を管轄する地方出入国在留管理官署にカード等を返還する必要があります。（特別永住者証明書については、区役所で預かることも可能です） 東京出入国在留管理局　千葉出張所　☎ 043-242-6597
□	犬の飼い主変更		犬を所有していた場合は、所有者の変更が必要となります。 生活衛生課　☎ 043-245-5215 地域づくり支援課 連絡先は P5「問い合わせ一覧」を参照
□	市営墓地の名義変更		市営墓地を使用していた場合は、名義変更が必要となります。 桜木霊園　☎ 043-231-0110 平和公園　☎ 043-228-2057
□	犯罪被害給付制度		この制度は、殺人などの故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族、重傷病または障害という重大な被害をうけた犯罪被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図り、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するものです。 千葉市地域安全課　☎ 043-245-5264

区役所・保健福祉センター以外での手続き

水道の使用休止等

中央区・花見川区・稲毛区・美浜区にお住まいの方 若葉区（千葉市営水道と四街道市営水道区域を除く）にお住まいの方 緑区（千葉市営水道区域を除く）にお住まいの方		
□	千葉県営水道給水地域	県水お客様センター ☎ 0570-001-245（ナビダイヤル対応）または ☎ 043-310-0321 平　日：午前 8 時 45 分から午後 6 時 00 分まで 土曜日：午前 8 時 45 分から午後 5 時 00 分まで
若葉区（御成台）にお住まいの方		
□	四街道市営水道給水地域 若葉区：御成台	四街道市水道料金徴収事務委託会社 ☎ 043-433-1414 平　日：午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで 土曜日：午前 8 時 30 分から正午まで
若葉区（御成台以外）・緑区にお住まいの方		
□	千葉市営水道給水地域 若葉区： 五十土町、和泉町、大井戸町、大広町、小間子町、上泉町、川井町、北谷津町、古泉町、御殿町、更科町、佐和町、下泉町、下田町、高根町、多部田町、旦谷町、富田町、中田町、中野町、野呂町、谷当町 緑区： あすみが丘、あすみが丘東、板倉町、大木戸町、大椎町、大高町、大野台、越智町、小山町、上大和田町、下大和田町、高津戸町、土気町、小食土町	千葉市水道料金徴収事務委託会社 ☎ 043-294-1771 平　日：午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで 土曜日：午前 8 時 30 分から正午まで

その他の相談先

チェック	手続き	期日	手続きの内容・主な連絡先
□	特設法律相談（予約制）	いつでも	日常生活における法律相談 （裁判所で訴訟・調停中のものは受付けません） 予約　千葉市広報広聴課　☎ 043-245-5609
□	法律相談（予約制）	いつでも	日常生活における法律相談 （裁判所で訴訟・調停中のものは受付けません） 予約 地域づくり支援課 中央区　☎ 043-221-2106 花見川区　☎ 043-275-6213 稲毛区　☎ 043-284-6106 若葉区　☎ 043-233-8123 緑区　☎ 043-292-8106 美浜区　☎ 043-270-3123
□	くらし相談	いつでも	日常生活上での心配ごとや悩みごと
□	くらしとすまいの特設相談（予約制）	いつでも	相続・遺言・登記・税等の相談 予約　千葉市広報広聴課　☎ 043-245-5609
□	住まい(空き家を含む)に関する相談	いつでも	すまいのコンシェルジュ　☎ 043-245-5690
□	日常生活の心配ごと	いつでも	社会福祉協議会　心配ごと相談所　☎ 043-209-8860
□	相続、不動産の名義変更などの相談	いつでも	ちば司法書士　総合相談センター　☎ 043-204-8333
□	高齢の方・障害のある方などの健康や福祉に関する相談	いつでも	保健福祉総合相談　☎ 043-245-5720
□	高齢者の在宅介護に関する相談	いつでも	家族介護者支援センター　☎ 043-302-2017
□	認知症介護に関する相談	いつでも	ちば認知症相談コールセンター　☎ 043-238-7731
□	不用品やごみの相談	いつでも	回収依頼 千葉市廃棄物リサイクル事業協同組合 ☎ 043-204-5805 処理の相談 中央・美浜環境事業所　☎ 043-231-6342 花見川・稲毛環境事業所　☎ 043-259-1145 若葉・緑環境事業所　☎ 043-292-4930 収集業務課　☎ 043-245-5246

相続に関する手続き等

相続に関する手続き

チェック	項目	期日	備考
□	相続人の調査・確定	すみやかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。本籍地の役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
□	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
□	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
□	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業社に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることが出来ます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、所有不動産の全てを知ることができます。
□	遺産分割協議 （協議書の作成）		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
□	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
□	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
□	相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝3,000万円＋600万円×法定相続人の数

法定相続情報証明制度

平成29年5月29日（月）から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本等の束を何度も出し直す必要がなくなります。※1

※1_相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

制度の概要

法定相続情報証明制度は，登記所（法務局）に戸除籍謄本等の束を提出し，併せて相続関係を一覧に表した図（法定相続情報一覧図）を出していただければ，登記官がその一覧図に認証文を付した写しを無料で交付します。その後の相続手続は，法定相続情報一覧図の写しを利用いただくことで，戸除籍謄本等の束を何度も出し直す必要がなくなります。

手続きの流れ

①必要書類の収集

市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。

②法定相続情報一覧図の作成

被相続人（亡くなられた方）及び戸籍の記載から判明する法定相続人を一覧にした図を作成します。
所定の申出書に必要事項を記入し①②の書類を添付して登記所へ申出をします。

③申出書を記入し登記所へ申出

認証文付き法定相続情報一覧図の写しが交付され、戸除籍謄本等が返却されます。

POINT

時間がない場合や、必要な戸籍、書類が遠方にある場合など、戸籍の収集や一覧図の作成が面倒な場合は専門家※2に依頼することも可能です。

※2_弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

法定相続情報証明制度に関する
詳しい手続きはこちら！

法務局ホームページ　検索

千葉地方法務局☎043-302-1312
http://houmukyoku.moj.go.jp/

空き家を相続される方へ

人が住んでいない建物（空き家）は、適切な維持管理をしなければ、建物の劣化が進み、防災面、衛生面、景観面などの問題が発生する恐れがあります。空き家を相続される方は、適切な維持管理をお願いします。

本市では、空き家でお悩みを抱えている方へ、空家等対策に関して本市と連携協定を締結している宅地建物取引士、建築士、司法書士、弁護士等の専門家団体の相談員に相談できる「空き家相談（初回30分無料）」を実施しております。

詳しくは、都市安全課までお問い合わせください。

申込み・問い合わせ先：千葉市役所 都市局 都市部 都市安全課
Tel 043-245-5896（直通） Fax 043-245-5627
市ホームページ：https://www.city.chiba.jp/toshi/toshi/anzen/akiya_taisaku00.html

ご遺族メモ／故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

ご遺族メモ／家系図（３親等以内の親族）

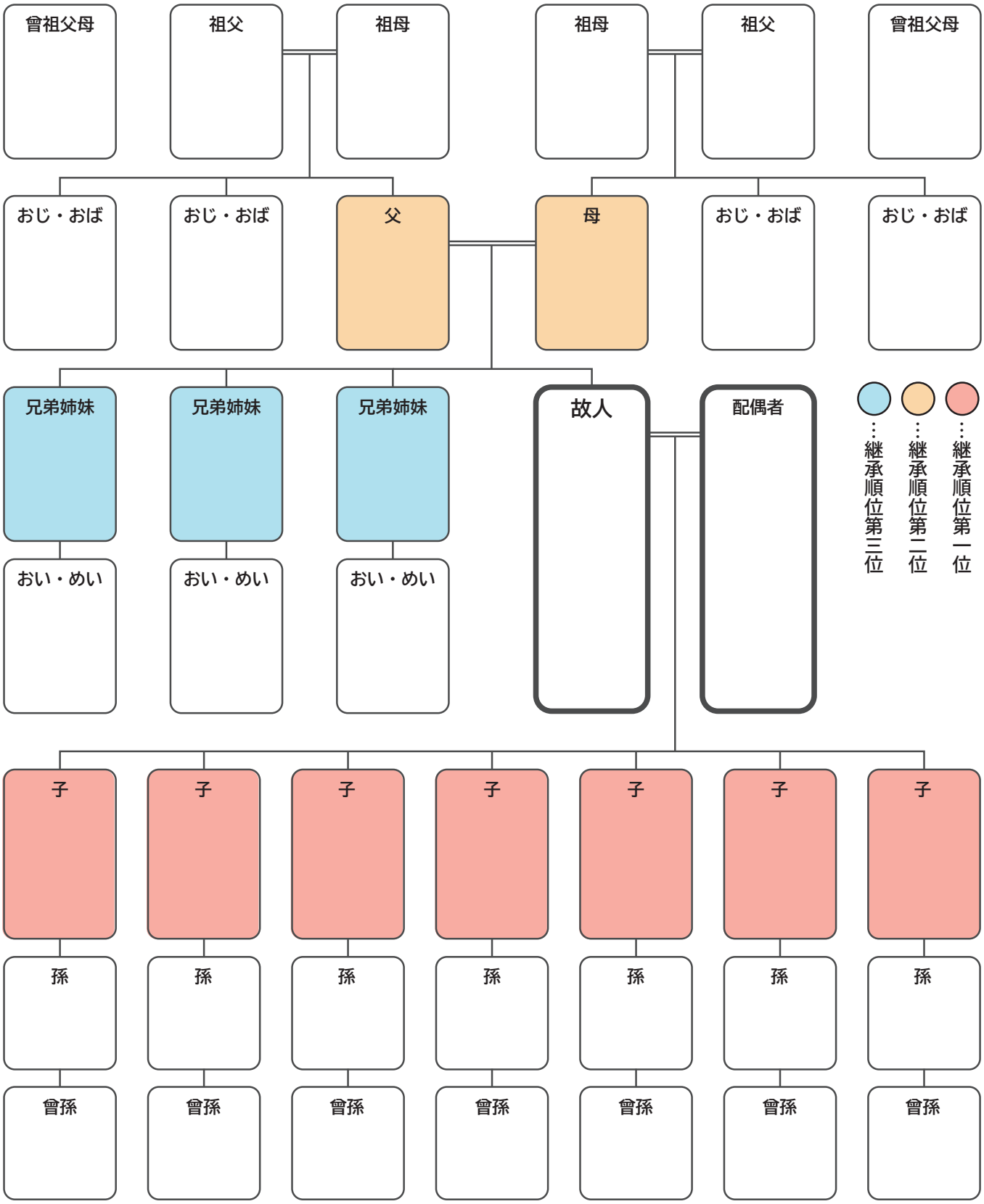

被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続をはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続に利用されることで、相続手続に係る相続人・手続の担当部署双方の負担を軽減することができます。詳しくは法務局の HP（http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html）を御覧ください。

委任状

千葉市長　あて

代理人　　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（頼まれた人）　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は上記の者を代理人と認め、下記の事項を委任します。

記

〇委任事項（委任する事項に ✓を付してください）

1　（故人）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の死亡に伴う下記の事項に関する権限

□ おくやみコーナーでの届け出に関する一切の権限
□ 住民異動届（世帯主の変更等）の届出に関する権限
□ 住民票（除票）の交付申請および受領の権限
□ 戸籍証明書の交付申請および受領の権限

□ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　（委任者）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿下記の事項に関する権限

□ 住民票の交付申請および受領の権限
□ 戸籍証明書の交付申請および受領の権限

□ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

この委任状を書いた日　令和　　年　　月　　日

委任者　　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（頼んだ人）　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

連絡先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

この委任状をコピーした上で、下線部について、すべて委任者の自筆で記入してください。
代理人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）をお持ちください。

この冊子は、広告主の協賛により作成されたものです。
広告主及び広告内容を千葉市が推奨するものではありません。
広告内容に関しては、直接広告主にお問い合わせください。

千葉市

発　　行	千葉市役所
編集／制作	株式会社鎌倉新書
発行年	2023年10月作成